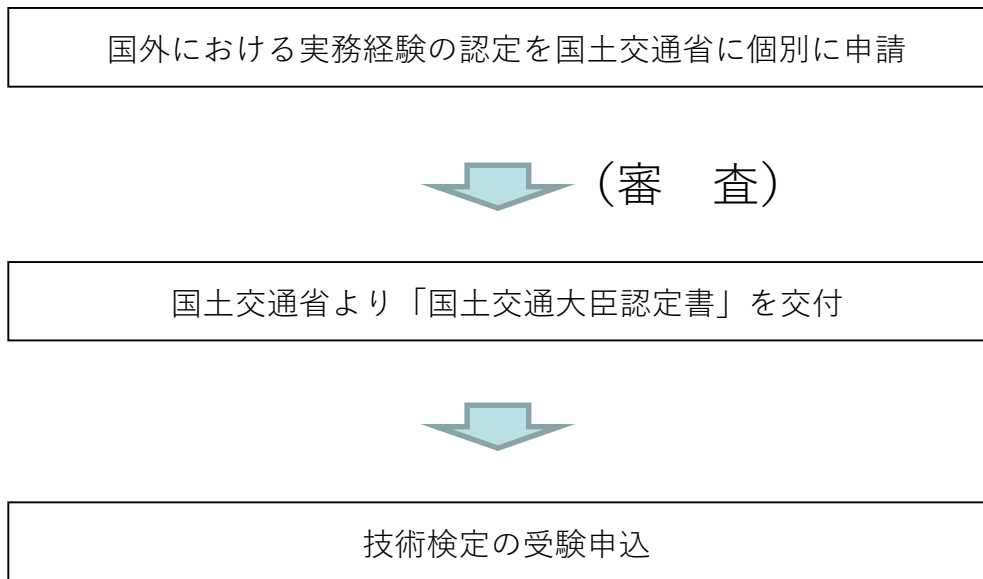


# 1. 技術検定における海外実務経験の証明について

## (1) 国外の実務経験を受験資格として技術検定を受験する場合

- これまで、技術検定の受験資格として認められる実務経験は日本国内での経験が必要とされていたが、**国外の建設工事に関する実務経験も受験資格として認める**こととし、令和2年4月より申請の受付を開始している。
- 国外の実務経験を受験資格として技術検定を受験するためには、**受験申請前に国土交通省へ申請し、大臣認定書の交付**を受ける必要がある。

### < 国外の実務経験の認定、技術検定受験申込の手続き >



### 国外の実務経験認定に必要な申請書類

技術検定受験資格認定申請書
卒業証明書
成績証明書
1・2級技術検定実務経験証明書※ <sup>1</sup>
履歴書
身分証明書又※ <sup>2</sup> は在留カードのコピー※ <sup>3</sup>
技術検定受験資格認定申請書の申請者に関する資料

※1 申請する工事の契約書の写し又は発注者による証明書、1・2級技術検定実務経験証明書の証明者の会社の概要が分かる資料、指導監督の実務経験として申請する工事毎の施工体制図・工程表等（1級の場合のみ）と合わせて送付

※2 日本国籍の場合

※3 外国籍の場合